

## 大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金審査会設置要綱

### (設置)

第1条 大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金交付要綱（令和4年6月29日施行。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、補助対象事業を公平かつ厳正に決定するため、大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 補助対象事業の審査に関すること
- (2) その他、大山山麓・日野川流域観光推進協議会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

### (委員)

第3条 審査会は、審査員11人以内をもって構成し、会長が委嘱する。

### (審査員の任期)

第4条 審査員の任期は1年とする。

- 2 審査員は、再任されることができる。ただし、審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審査員長及びその職務)

第5条 審査会に審査員長を置く。

- 2 審査員長は、大山山麓・日野川流域観光推進協議会事務局長（米子市経済部文化観光局長）がこれに当たる。
- 3 審査員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

### (会議)

第6条 審査会は、必要に応じて審査員長が召集する。

- 2 会議は、審査員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (審査基準)

第7条 審査は、別表に定める審査基準に基づき実施する。

### (庶務)

第8条 審査会の庶務は、大山山麓・日野川流域観光推進協議会事務局において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。

別表（第7条関係）

大山山麓・日野川流域関係人口・地域収益モデル確立支援事業補助金審査基準

審査に当たっては、事業ごとに、以下の項目に主眼を置いた審査を行う。

	項目	配点	加重	内容
1	事業目的 関係人口の創出・拡大	5点	×2	○大山山麓・日野川流域の魅力向上とその継続・発展、関係人口の創出・拡大に高い効果が期待できるか。
	収益性	5点	×2	○地域の収益向上が見込まれる取り組みであるか。
2	地域性	5点	×1	○地域資源や地域の魅力を活用した取り組みであるか。 ○地域の担い手となる人材確保・育成について高い効果が期待できるか。
3	計画の実現性	5点	×1	○実施体制を整え、取組を主体的に行うとともに、熱意が感じられる事業計画である。
4	自立性・発展性	5点	×2	○一過性の事業でなく、次年度以降も事業が自立的に継続・発展していくことが期待できる事業である。 ○事業内容に対して受益と負担のバランスをとるなど、事業の継続・発展に向け、自主財源が確保された計画であるか。
5	独創性	5点	×1	○補助申請事業が他の申請事業とは異なる内容・性質のものであるか。
6	補助金の有効活用	5点	×1	○事業内容、予算規模が適正で、費用に対し、より高い効果が生じるよう工夫されている。 ○事業推進の過程で大山振興の担い手となる人材の確保、育成を図るものである。
合計		—	50点	

※以下に掲げる事業は採択しない。

- ・審査員の評価点（加重後）の合計点の平均が6割（30点）未満のもの。
- ・事業効果が個人的な範囲であるもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・宗教的又は政治的意図を有するもの。